

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（漁業協同組合等におけるS A | C V Aの適用日前の承認）

第二条 組合は、令和五年三月三十一日前においても、第●条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第二百四十六条の四の二の規定により、S A | C V Aに係る承認の申請をすることができる。

2 行政庁は、令和五年三月三十一日前においても、組合が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第二百四十六条の四の三の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和五年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は、令和五年三月三十一日から生ずるものとする。

（漁業協同組合等における簡便法の適用要件に係る取扱い）

第三条 第●条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第二百四十六条の三の規定によりCVAリスク相当額を算出している組合については、新告示第二百四十六条の五の規定は、適用しない。